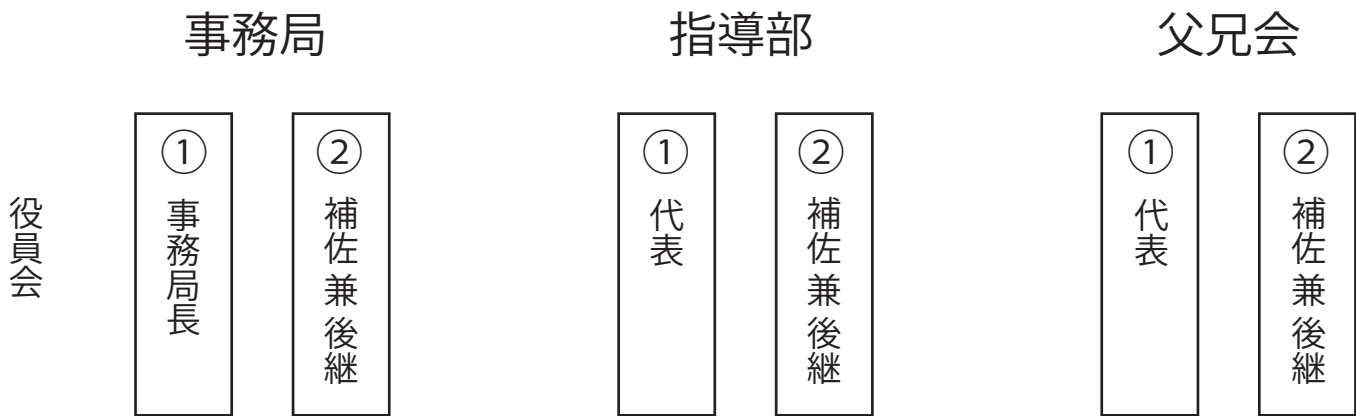


基本制度：三権分立制



その他委員会・役員に承認されたら委員会として設立→意義目的を文面にすること

・強化委員会

総則規定

第1条 (役員選定)

(1) 事務局と指導部の役員は後継制とする。父兄役員は1年改選とする。しかし、本人に続投の意思があり、役員会での過半数以上の賛成承認が得られれば続けて役職につくことを妨げることができない。

(2) **父兄会役員**は父兄会の公の場で過半数をこえる賛成拍手にて承認、その場にいない方は自動的に委任とみなされる。又、形式は立候補と投票制で決定することとする。補佐は必ず異性とする。(役員条件：子供が空手を習っていること)

(3) **事務局、指導部役員**は後継式で代表者又は事務局長が責任をもって任命をする。役員会での過半数以上の賛成承認が得られないと公表することができない。公表する場合は総会(忘年会や新年会)にて行うこととする。

(4) 事務局長、代表は兼任することはできない。補佐、後継にいたってはこの限りではなく重複に上限はないとする。その際の役員会の決議方法は次の通りとする。役員会での議決の場合は事務局長と代表が承認し選定した人を1票とし、合計が6票となるように役員公認の代行役員権を有する役員を父兄会より臨時選出する。

第2条 (組織定義・目的)

- (1) 組織とは香川中央道場及びそれに関わる付属組織活動及び活動を組織と定義する。
- (2) 役員は積極的かつ精力的に道場運営を協力的、組織的に行うための協力を惜しんではない。
- (3) 年度は3月締め4月始まりとする。3月までに次年度の役員の精査を役員会で行うこととする。

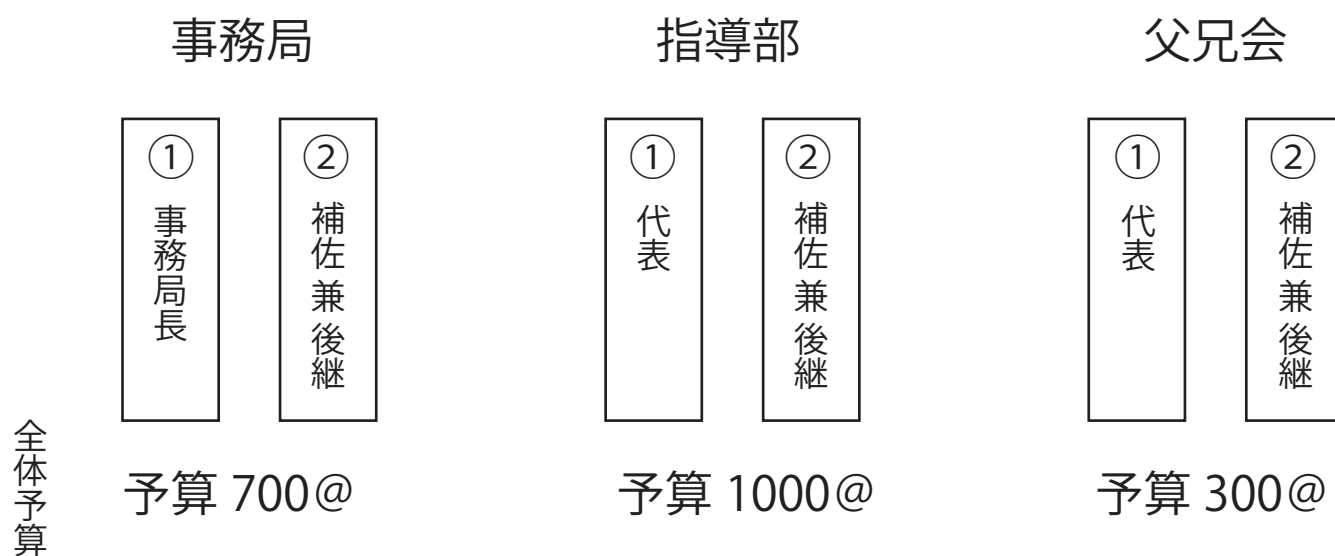
第3条 (スケジュール・委員会活動)

- (1) 別紙HPで日程は共有。父兄会にて次月の日程を調整、共有。
- (2) 父兄会后、役員会を行い次月内容も精査する。年度替わりでは次年度の全体のスケジュールを共有し父兄会へ配布。急な変更以外はスケジュール通りに行うこととする。
- (3) 委員会活動は意義目的がなくならない。また、組織運営の妨げにならないように活動しなければならない。

第4条 (予算・報酬)

(1) 月謝の半分を役員報酬として予算組をする。(別紙参照) その半分は組織留保、スポーツ保険、イベント活動補助、委員会活動補助にあてることとする。報酬の改定又は、補助関係の承認は役員会の過半数以上の承認が必要とする。

- (2) その他補助も役員会の過半数以上の承認が必要とする。



報酬規程

第1条 (役員報酬・定義)

- (1) (4)に該当しない基本的月謝を払っている生徒を「@」と呼び、基本的な単位とする。
- (2) それぞれ役員の報酬は次のように規定する。

「事務局長 500@ 事務局補佐 200@ 指導部 500@ 指・補佐 500@ 父兄 200@ 父・補佐 100@」

(3) 役員ではなくても、同じ役割の方にその予算内で規定し分配することは可能とし、当人同士で調整することは可能とする。その場合は役員という扱いにはならないこととする。異議申し立てが出た場合は(2)の基本条項に戻すこととする。

- (4) 指導者、指南役、初段以上を取得の生徒や一般の部、道場付属組織の人数は「@」には含まれないこととする。

第2条 (活動費・保険代・組織留保等)

- (1) 月謝の方は保険代込み チケットの方は別途
- (2) 県代表で全国大会及び四国大会出場になった場合は道場から寸志

総則の改定及び変更 総則改定は役員会にて承認施行されることとする

施行日 2016年5月より規定

2019年3月改定